

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士（特定社会保険労務士）

河原 精市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

**平成 24 年 7 月 1 日からの改正育児・介護休業法が、
全面施行されます。**

1.短時間勤務制度

2.所定外労働の制限

3.介護休暇

1.短時間勤務制度（所定労働時間の短縮措置）

事業主は、3歳に満たない子を養育する従業員は、申し出ることにより、の所定労働時間について、以下のように変更することができる。

所定労働時間を午前9時から午後4時まで（うち休憩時間は、午前12時から午後1時までの1時間とする。）の6時間とする（1歳に満たない子を育てる女性従業員は更に別途30分ずつ2回の育児時間を請求することができる。）。というような就業規則をつくらなければならなくなりました。河原の意見は、

ただこれは、労働者からの請求権で、ことが始まりますので、請求しなければ与える必要はありません。

2. 育児のための所定外労働の免除

事業主は、3歳に満たない子を養育する従業員（日雇従業員を除く）が当該子を養育するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはできない。

しかしながら、労使協定によって除外された次の従業員からの所定外労働の免除の申出は拒むことができる。

①入社1年未満の従業員

②1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

河原の意見は、

この条文によると、請求するのは、男性労働者でも女性労働者でもよいということです。

また、一つの職場で、もしも、夫婦とも請求した場合は、両方に対して、与えなければなりません。

3. 介護休暇

1 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする従業員（日雇従業員を除く）は、年次有給休暇とは別に、当該家族が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

ただし、労使協定により除外された次の従業員からの申出は拒むことができる。

① 入社6か月未満の従業員

② 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

2 介護休暇は、時間単位で取得することができる。

河原の意見、介護休暇については、ノーワーク・ノーペイの原則で良いですが、申し出たことによって労働者に対して解雇その他の不利益な取扱いとは絶対にはなりません。

以上宜しくお願いたします。